

平成 23 年 1 月

町内会掲示板へのポスター等掲示基準

1. 対象

掲示責任者（依頼者）は町内会会員であること。

サークルによる企画内容であること。

教養、文化、趣味、娯楽、スポーツ等々の案内。

サークル構成員は町内会会員が70%以上であること。

個人単一名の記載は個人の売名行為とみなされるので不可。

個人的な企画内容は不可。

個人企画レッスン、展示、探し物等々の案内は不可。

個人企画は個人の売名行為とみなされる。

営利目的ではないこと。

販売、斡旋、勧誘、有料指導等々の案内は不可。

売名行為は営利目的と同様扱いとなる。

催事会場が公的機関であること。

特定私企業のロビー等（銀行、商店等）を会場とする場合は不可。

私企業の宣伝になり営利に繋がる。

宗教、政治に直接関与しない内容であること。

2. 掲示期間 : 最長30日間

掲示開始日より30日を超えた場合は取り外す。

30日を超えて空スペースがある場合は延長可

3. サイズ、内容、デザイン等

A3サイズ以下

公序良俗に反しない内容、デザインであること

4. 掲示板スペースの許容範囲内で常時受付ける。

5. その他適宜本部役員会で定めた基準を適用する